



特集

インタビュー

# 成年後見制度に 市民の力を

大貫 正男

司法書士。昭和23年生まれ。早稲田大学社会科学部卒業。昭和50年埼玉司法書士会入会。現在、日本成年後見法学会副理事長（平成22年成年後見法世界会議実行委員長）、法務省人権擁護委員、地方裁判所・簡易裁判所民事調停委員など。著書は、『成年後見制度—法の理論と実務』（有斐閣）『社団法人・財団法人の登記と書式』（民事法研究会）など多数。

現行の成年後見制度は平成22年に10周年の節目を迎え、今後ますますこの制度の必要性が問われます。今月は司法書士の大貫正男さんに現状と課題を伺いました。

〈成年後見制度とは〉  
認知症や障害などで判断能力が不十分な人に対し、財産管理や身上監護など保護、支援する制度。本人の判断能力が不十分になった場合に家庭裁判所の審判により後見人（保佐人・補助人）が決定される法定後見制度と、将来の後見人候補者を本人があらかじめ選任しておく任意後見制度がある。埼玉県での平成21年の申立件数は1299件。

カーナンバーは858

司法書士になったきっかけはなんですか。

サラリーマンには向いていないと思って。自営業で、かつその職業を通じて社会に貢献できるものだと考えたからです。

直接のきっかけといえば、祖父が亡くなって父親が相続をしたときに法律を知らなくて損害を受けたことです。それで法律は身近なところで役に立つと感じたし、法律を通じて助けられることがあると感じたんです。学生時代から社会問題に関心がありましたし、困っている人たちの味方になりたいと思っていましたからね。

日々の業務内容を教えてください。

をすることができません。社会に還元したい、社会貢献したいと考えている人はたくさんいます。このような市民をぜひ迎え入れて欲しい。しっかり研修を受けて勉強をすれば、大丈夫です。社会で活躍してきた人たちなのですから。

成年後見制度について、今後の課題や展望をお聞かせください。

成年後見制度は、制度を知らなくても、申し立てる人がいなくても、後見人が見つからなくても、お金がなくても使えなければならぬ制度だと思っています。そのためには公的支援や制度の整備は必要だと思います。

社会福祉協議会も法人後見をすれば、もっと役立つ存在になれる。実際に動いている社会福祉協議会もあります。市民と協力して成年後見制度にかかわってくれば、もっといい社会になると思います。

※1：民法第858条（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

※2：民法第177条（不動産に関する物権の変動の對抗要件）不動産に関する物権の取得及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

土地や建物の売買、抵当権、贈与、相続などの登記が大半で全体業務の半分以上です。成年後見は事務所全体で13件受任しています。

大貫さんといえば、成年後見分野の第一線で活躍している印象があります。生活の中にもこだわりがあるとお聞きましたか。

車のナンバーを858にしました（笑）。民法の858条（※1）からきています。民法にも福祉の要素を取り入れられ、画期的だと感じています。民法は基本的な生活を規定したのですが、この条文が入ったことで民法全体がぬくもりのあるものになりました。ちなみに、司法書士の娘の車は177（※2）ですよ（笑）。

司法書士も地域福祉の一翼を

いち早く成年後見制度に注目して、力を入れている理由はなんですか。

以前の禁治産の制度は使いにくく、本人に判断能力がないと家族が勝手にサインして不動産など処分しそのお金を使ってしまおうという例もあり、これでいいのかと思っていました。また悪質商法にだまされる高齢者も多くて、どうにかしない

といけないという気持ちから成年後見制度を普及させたいという思いがあります。

大貫さんは実際に後見人として活動していますが、何か印象に残る事例をお聞かせください。

5年くらい前の虐待事例をお話します。80歳代の女性のケースです。この人が家賃を滞納していたので大家さんが訪問したところ、衰弱しているのを発見しました。大家さんは市に通報し、市は虐待防止法を適用して迅速に入院手続きをしました。そして首長申立を経て私が後見人となり今に至ります。女性は長男と同じに居りましたが、長男は事業に失敗して収入が途絶えてしまい、親の年金を搾取していました。長男は親の介護もせず、食事も与えていませんでした。

首長申立に長男は反対しませんでしたか。親のお金を自由にできたのに、後見人がついたからお金を使えなくなってしまうが。

面談を試みたら普通の人でした。とても虐待をするような人には見えない。「私が後見人します」と言ったときも、「それではよろしくお願いします」と言っていました。虐待は、虐待をしている本人に生活苦などの問題がある場合が多い

地域で見守る市民後見人が不可欠

現在、厚生労働省も市民後見人の養成に力を入れようとしていますか、どのようにお考えですか。

昨年は、無縁社会や所在不明の問題が浮き彫りになりました。家族がいなかったり、家族がいても疎遠の方は非常に多いのです。このような状況を考えると今後利用者はますます増えるでしょう。そうなると後見人になるのは家族や専門職だけでは足りません。やはり市民の参加が必要となります。私たち専門職だと、月に何回も面談に行ったり、多くの時間を費やすのが難しい面があります。

市民後見人には特に退職した人に期待しています。退職後は時間のゆとりもできるし、より身近で見守り